

参 考

平成18年分申告所得税に適用される主な項目と金額

1 一般の税率

330万円未満の金額…………… 10%	900万円以上の金額…………… 30%
330万円以上の金額…………… 20%	1,800万円以上の金額…………… 37%

2 所得控除（主なもの）

雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額（A）を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① Aの金額－（所得金額の合計額×10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円										
医 療 費 控 除 額	$\left[\begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「所得金額の合計額の5\%」} \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ （最高限度額200万円）										
社会保険料控除額	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額										
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額										
生命保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{一般の保険料の計の金額(A)を下} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのAの金額を基に計} \\ \text{算した金額（最高5万円）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料の計の金額(B)を下} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのBの金額を基} \\ \text{に計算した金額（最高5万円）} \end{array} \right]$ i 25,000円までの場合…………… A又はBの全額 ii 25,000円を超え50,000円までの場合…………… (A又はB)×1/2+12,500円 iii 50,000円を超える場合…………… (A又はB)×1/4+25,000円										
損害保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{長期保険料の計の金額(A)} \\ \text{(Aの金額が10,000円を超える場合は} \\ \text{A} \times 1/2 + 5,000 \text{円) (最高15,000円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{短期保険料の計の金額(B)} \\ \text{(Bの金額が2,000円を超える場合は} \\ \text{B} \times 1/2 + 1,000 \text{円) (最高3,000円)} \end{array} \right]$ （最高限度額15,000円）										
寄付金控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{「特定寄付金の支出額」と「所得金額の合計額の} \\ \text{30\%」のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 5,000 \text{円}$										
障害者控除額	障害者1人につき…………… 270,000円 ただし、特別障害者については…………… 400,000円										
寡婦（寡夫）控除額	270,000円 （特定の寡婦は 350,000円）										
勤労学生控除額	270,000円										
配偶者控除額	配偶者控除額は、次の表で求めた金額 <table border="1"> <tr> <th></th><th>同居特別障害者である者</th><th>左記以外の者</th></tr> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td><td>730,000円</td><td>380,000円</td></tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td><td>830,000円</td><td>480,000円</td></tr> </table>			同居特別障害者である者	左記以外の者	一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円	老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円
	同居特別障害者である者	左記以外の者									
一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円									
老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円									

扶 養 控 除 額	扶養控除額は、次の表で求めた金額			
			同 居 特 別 障 害 者 で あ る 者	左 記 以 外 の 者
	一 般 の 扶 養 親 族		730,000円	380,000円
	特 定 扶 養 親 族		980,000円	630,000円
	老 人 扶 養 親 族	同 居 老 親 等 以 外 の 者	830,000円	480,000円
同 居 老 親 等		930,000円	580,000円	

配 偶 者 特 別 控 除 額	生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（A）に基づき、次の表で求めた金額		
配偶者のAの金額		控除額	
380,000円以下		0円	
380,001円から399,999円まで		38万円	
400,000円から449,999円まで		36万円	
450,000円から499,999円まで		31万円	
500,000円から549,999円まで		26万円	
550,000円から599,999円まで		21万円	
600,000円から649,999円まで		16万円	
650,000円から699,999円まで		11万円	
700,000円から749,999円まで		6万円	
750,000円から759,999円まで		3万円	
760,000円以上		0万円	
基 礎 控 除 額	380,000円		

3 税額控除（主なもの）

配 当 控 除 額	① 課税総所得金額が1千万円以下の場合……………次の㊷と㊸の合計額 ㊷ 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「利益の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10% ㊸ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%	
	② 課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……………次の㊷と㊸の合計額 ㊷ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10% ㊸ $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1千万円を控除した金額} \\ \text{に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$	
	③ 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）……………次の㊷と㊸の合計額 ㊷ $\left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金額の} \\ \text{うち、課税総所得金額から1千万円と} \\ \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額の合計額を控除した金} \\ \text{額に相当する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のう} \\ \text{ち、(A)以外の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right] \times 10\%$ ㊸ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%	
	④ 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……………次の㊷と㊸の合計額 ㊷ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5% ㊸ 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%	

住宅借入金等 特別控除額	① 平成18年中に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から7年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 8年目及び10年目の各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ② 平成17年中に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から8年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 9年目及び10年目の各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ③ 平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年) $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ ④ 平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 A 居住の用に供した年（1年目）から6年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ B 7年目から11年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$ C 12年目から15年目までの各年 $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$
政党等寄付金 特別控除額	次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て） ① $\left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{5千円－「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$ ② 所得税の額の25%相当額
住宅耐震改修 特別控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に} \\ \text{要した費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(最高20万円)} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$

4 定率減税額

次の①と②のうち、いずれか少ない方の金額

① 所得税額 $\times$ 10%

② 12万5千円